

新宮町告示第15号

平成31年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

平成31年2月27日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 平成31年3月4日

2 場 所 新宮町議会議場

○開会日に応招した議員

上畝地白馬君	森 秀司君
安武 寛憲君	庵原 伸一君
大牟田直人君	高木 義輔君
横大路政之君	牧野真紀子君
松井 和行君	北崎 和博君

3月4日に応招した議員

全員

3月6日に応招した議員

全員

3月18日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成31年3月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第11号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第12号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第13号議案 新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第14号議案 新宮町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第15号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第8 第16号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第9 第17号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第10 第18号議案 平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第11 第19号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第20号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第13 第21号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第14 第22号議案 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第23号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第16 第24号議案 平成31年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第17 第25号議案 平成31年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 第26号議案 平成31年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 第27号議案 平成31年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第20 第28号議案 平成31年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第21 第29号議案 平成31年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第22 第30号議案 平成31年度新宮町水道事業会計予算について

- 日程第23 第31号議案 平成31年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第24 第32号議案 平成31年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第25 第33号議案 平成31年度新宮町一般会計予算について
- 日程第26 第34号議案 財産の取得について（パソコン購入）
- 日程第27 第35号議案 町道路線の認定について（小浦線）
- 日程第28 第36号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第29 第37号議案 相島辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第30 第38号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第31 報告第1号 平成31年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第32 報告第2号 平成31年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第33 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第34 報告第4号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第11号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第12号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第13号議案 新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第14号議案 新宮町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第15号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第8 第16号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第9 第17号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第10 第18号議案 平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第11 第19号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第20号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第13 第21号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について

- 日程第14 第22号議案 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第23号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第16 第24号議案 平成31年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第17 第25号議案 平成31年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 第26号議案 平成31年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 第27号議案 平成31年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第20 第28号議案 平成31年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第21 第29号議案 平成31年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第22 第30号議案 平成31年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第23 第31号議案 平成31年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第24 第32号議案 平成31年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第25 第33号議案 平成31年度新宮町一般会計予算について
- 日程第26 第34号議案 財産の取得について（パソコン購入）
- 日程第27 第35号議案 町道路線の認定について（小浦線）
- 日程第28 第36号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第29 第37号議案 相島辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第30 第38号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第31 報告第1号 平成31年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第32 報告第2号 平成31年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第33 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第34 報告第4号 例月出納検査結果報告について

出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 上畝地白馬君 | 2 番 | 森 秀司君 |
| 3 番 | 安武 寛憲君 | 5 番 | 庵原 伸一君 |
| 6 番 | 大牟田直人君 | 7 番 | 高木 義輔君 |
| 9 番 | 横大路政之君 | 11番 | 牧野真紀子君 |
| 12番 | 松井 和行君 | 13番 | 北崎 和博君 |

欠席議員（なし）

欠 員（２名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	中野 哲之君	政策経営課長	……………	太田 達也君
地域協働課長	……………	笠井与志則君	都市整備課長	……………	本田陽一郎君
上下水道課長	……………	森 一彦君	産業振興課長	……………	竹上 健君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	尾田 繁男君
健康福祉課長	……………	桐島 光昭君	税務課長	……………	高橋 忠久君
会計管理者	……………	末永富士美君	学校教育課長	……………	阿部 宏紀君
社会教育課長	……………	西田 大輔君	子育て支援課長	……………	大原 稲子君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

午前9時25分

○議会事務局長（井上 和広君） 会議に先立ちまして、ただいまから表彰状の伝達式を行います。

去る平成31年2月6日に全国町村議会議長会及び2月18日に福岡県町村議会議長会において、町村議会議員として15年以上在職し、功労があったとして北崎和博議長、松井和行副議長、横大路政之議員が表彰されております。

なお、北崎議長は当日会場にて授与されておりますので、本日は松井副議長、横大路議員へ全国町村議会議長会表彰状の伝達を行います。

北崎議長、提案者席前へお願いします。

〔北崎議長、提案者席前へ移動〕

○議会事務局長（井上 和広君） それでは、松井副議長、提案者席前へお願いします。

〔松井副議長、提案者席前へ移動〕

○議長（北崎 和博君） 表彰状、福岡県新宮町、松井和行殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日、全国町村議会議長会、会長櫻井正人。

〔松井副議長、自席へ着席〕

○議会事務局長（井上 和広君） 横大路議員、提案者席前へお願いします。

〔横大路議員、提案者席前へ移動〕

○議長（北崎 和博君） 表彰状、福岡県新宮町、横大路政之殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日、全国町村議会議長会、会長櫻井正人。

〔横大路議員、自席へ着席〕

○議会事務局長（井上 和広君） 以上をもちまして、表彰状の伝達式を終了いたします。

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立、礼。おはようございます。御着席ください。

○議長（北崎 和博君） ただいまから、平成31年第1回新宮町議会定例会を開会いたします。

配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（北崎 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番、安武寛憲議員、5番、庵原伸一議員、事故に備えて6番、大牟田直人議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（北崎 和博君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間としたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部の御協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様おはようございます。本日、ここに平成31年第1回新宮町町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様全員の御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、平成も残すところあと2カ月余りとなり、新たな年度を迎えるわけですが、5月には元号が変わり、7月の参議院議員通常選挙の執行、10月には消費税が2パーセント引き上げられ、また幼児教育、保育の無償化が始まるなど激動の年度を迎えます。

新宮町におきましては、人口増加のスピードが平成30年度は少し落ちついたものの、まだまだこの先、増加傾向で推移していくものと思われまます。

4月には、新宮東中学校が開校し、町といたしましては一段落いたしますが、隣接する新宮ふれあいの丘公園の整備など継続して行っていく事業もまだ山積をしております。

2月24日の新聞で東京の地域づくりコンサルタント会社が2015年から実施をしております地域元気指数調査の記事が掲載されておりました。

この調査は、10点満点の平均値で元気度合いを評価してもらうもので、新宮町は町村部門で7.32の高評価を受け、昨年の1位から順位をを1つ落としましたものの、全国で2位にランクインいたしました。

私は県内では元気なまちであるという自負はありましたが、全国的にこれほどの評価を受けるこの新宮町の行政運営に8年間携わることができましたことを大変幸せに感じておりますと同時に、誇りに思っているところであります。

それでは、本日御提案いたしております議案は条例の一部改正4件、平成30年度補正予算9件、平成31年度当初予算10件、契約等議案1件、町道路線の認定及び変更1件、外部規約の変更等2件、相島辺地総合整備計画の変更1件の計28議案、諸報告4件となっております。

なお、平成31年度当初予算に関しましては、4月に町長、町議会議員の改選を控えていることから、政策的経費を極力抑え、行政の継続性の観点から義務的経費を中心に4月から実施する必要がある事業及び繰越事業を計上させていただいております。

私も議員の皆様と同様に任期を全うするわけですが、この4年間、議員の皆様には共に良いまちをつくるという視点で、執行部提案を受けとめていただき、数多くの事業の実施に御協力をいただきましたことに心より感謝をいたしております。

それでは、本日上程いたしております議案につきましては、よろしく御審議の上、御議決をい

ただきますようお願いを申し上げまして、議会招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北崎 和博君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第11号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第3、第11号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） おはようございます。第11号議案、新宮町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の主な改正点は、旧被扶養者に係る減免期間の改正と十分に改正ができていなかった一部の規定をあわせて改正するものです。

では、1ページをお願いいたします。

新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

新宮町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する条文は以下のとおりでございます。

改正内容につきましては、3ページ以降に参考資料として添付いたしております新旧対照表、それと先にお渡ししております別紙資料で説明をさせていただきます。

まずは、議案の3ページをお開きください。

改正前の第27条の2、旧被扶養者に係る減免の規定は、第1項の中に対象者及び減免額をあわせて記載しておりましたが、今回の改正において、福岡県が示す参考事例にあわせ、1項において対象者を詳細に規定し、2項において減免額及び期間を規定するものです。

その中で現在、次ページ4ページの下から5ページ記載の附則14項の規定により、当分の間としている該当期間のうち被保険者均等割額、世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限りに改正するものです。

あわせまして、本来既に改正をしておかなければならなかった被保険者均等割額、世帯別平等割額についての減免の割合、世帯別平等割額については減免規定の追加もあわせて改正しております。

ここで先にお渡ししております別紙資料1をご覧ください。

このA3の別紙資料1になりますが、紫文字で記載している部分が今回の改正箇所、そして赤字で記載の部分が、本来その時に改正しておかなければならなかった改正及び追加の規定となりますので、今回、青字で記載している分を併せて改正させていただいております。

では、議案に戻って4ページをお開きください。

1番下から5ページにかけて記載のとおり、附則14項の平成22年度以降の保険税の減免の特例を削り、15項を14項に改正するものです。

以上が、改正箇所の説明となります。

では、2ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行期日、第1条、この条例は平成31年4月の1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規程は、当該各号に定める日から適用する。

第1号、第2項第2号イ及び同項第3号イの改正規定の減免割合、平成22年4月1日。

第2号第2項第3号ウ及び同号エの改正規定、平成25年4月1日。

適用区分といたしまして、第2条、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、前条ただし書きにより適用される規定を除き、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。。

第11号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第12号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第4、第12号議案、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） 第12号議案、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今般の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部がそれぞれ改正されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律は、第8次地域分権一括法とも言われ、地域の発意に根差した取り組みを推進するため、国から地方への事務、権限の移譲や地方公共団体に対する義務づけ、枠づけの見直し等関係する15本

の法律整備を行ったもので、災害弔慰金の支給等に関する法律につきましては、法定による固定金利の見直し、経済情勢の変化による支給金に鑑み、市町村が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とし、市町村の判断に基づき被災者ニーズに応じた貸し付けを実施できるよう、また災害弔慰金の支給等に関する法律施行令は東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合でも貸し付けが認められたこと。

また、地方からの提案において月賦払いも認めるように提案があったことを踏まえ、それぞれ所要の改正がなされたものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。新旧対照表を用いて説明いたします。

最後のページ、2ページをお願いいたします。

左側が改正後、右側が改正前を記載しております。

なお、今回の改正はすべて災害援護資金に関する事項となっております。

まず、第14条、利率に関する規定でございます。先ほど申しましたように現在は、災害弔慰金の支給等に関する法律第14条第4項におきまして、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとすると規定されておりますが、今般の法改正によりまして、利率につきましては年3パーセント以内で条例で定める率と改定されたことに伴い、本町といたしましては年1パーセント以内で町長が定める率といたしております。

これは母子及び父子並びに寡婦福祉制度施行令に基づく、生活資金、住宅資金、就学資金等の現在の貸付率が無利子あるいは年1パーセントと規定されていること及びそのときの市中金利を参考に定めることができるよう規定したものでございます。

続きまして、第15条、償還等に関する規定でございます。

最初に第1項、これは現在の償還方法が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項において年賦償還あるいは半年賦償還と規定されているものに、今般の改正により月賦償還を追加するもの。

また、第3項は、同施行令第8条により保証人に関する規定がなされておりましたが、今般の施行令改正によりそれが削除されたこと。

また、条番号の改正につきましては、保証人の規定が削除されたことに伴い整理したものでございます。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行日や地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日と同日の平成31年4月1日とし、2項では経過措置を定めております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第12号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第13号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第5、第13号議案、新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） 第13号議案、新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

予防接種健康被害調査委員会は、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の施行にあわせ発出された局長通知を根拠に設置された委員会で、その主な業務は予防接種による健康被害発生に際し医学的な見地から調査を行い、疾病の状況及び必要と考えられる特殊検査、また剖検、解剖して調べるっていう意味ですが、そういったものの実施について助言等を行うこととされており

ます。予防接種業務につきましては、現在成人に対するものを健康福祉課、20歳未満を対象とするものを子育て支援課と二つの課で実施しておりますが、実施人数に係る比率はおよそ1対3となっている状況です。

また、糟屋地区における予防接種にかかる副反応報告を見ますと、平成29年度は全6件のうち4件が子供さんに関するもの、平成28年度は5人中4人が子供さんに関するものであったことなどを勘案し、実態と整合させるため所管課の変更を行うこと。

さらに現行では、町長も委員会に属することとなっていることから、これを子育て支援課所管の副町長と置きかえることとし、さらには現在委嘱している団体との名称についても整備するものでございます。

内容の説明をいたします。

最後のページ、2ページの参考資料をお願いいたします。

第3条第2項すべて改正するものでございます。

まず、本文についてですが、先ほど申しましたように、現行では町長も委員会に参加するように規定しておりますが、これを改正後の第4号とともに、子育て支援課を所管する副町長と改め、

第1号から第3号までは現行の名称に改めるものでございます。

続きまして、第7条は所管課を子育て支援課に変更するものでございます。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行日を平成31年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） お尋ねします。第3条の2項の第4号で、子育て支援課を所管する副町長となっていますけど、所管する副町長というのはどういうふうなことをされているのか、説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） お答えいたします。現在、副町長2人いらっしゃいまして、そのお2人にそれぞれ所管する課というのがありますので、その子育て支援課を所管する、副町長のうちのどちらかの副町長、1人を限定するための表現としてこのような表現を用いております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今、説明があったようにこの条文でいくと、所管課については今副町長が2人おられるので、いずれかの副町長になると思いますけど、この条例のままでいくと現在副町長そのままいくというような解釈になりますので、ここの条文が副町長というような単純な条文で悪かったのかどうかをお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。第4号ですね、単に副町長と書きますと、お2人副町長がおりますので、そのどちらかということになりますので、子育て支援課を所管する副町長ということの表現であります。

もし、副町長がお1人になれば、単純にここは副町長という表現に変わります。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） それでは副町長が1人になった時については、副町長というふう
に改めて条文の改正というふうな形で条例を議案として提出するという理解でいいですかね。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、そのように御理解いただいて結構です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第14号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第6、第14号議案、新宮町火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第14号議案、新宮町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

死亡時に新宮町に住民票を有する方が使用できる火葬場は、古賀市にあります北筑昇華苑と相島にあります新宮町相島火葬場の2箇所です。

使用する火葬場によって使用料が異なり、個人負担に差が出ることがないように、相島の火葬場と北筑昇華苑の個人負担額は同額にしております。

本年2月の北筑昇華苑組合議会において平成31年4月1日から北筑昇華苑の使用料が減額になったことにあわせて、新宮町火葬場条例の使用料を減額するものです。

1ページをお願いします。

新宮町火葬場条例の一部を改正する条例、別表(第3条関係)を大人10歳以上2万円に、子供10歳未満を1万円に、死産児3,000円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

なお、2ページに参考資料として新旧対照表をつけております。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第15号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第7、第15号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予

算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 第15号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

歳出から説明いたします。10ページ、11ページをお願いします。

1款2項1目事業費のうち、9節旅費24万3,000円の減ですが、うち特別旅費5万3,000円の減は、ドックに入ってから検査作業に船員が現地に通っており、悪天候で相島に帰れない場合に備えて宿泊費を計上していたものが、悪天候がなく不用となったものです。

普通旅費の19万円の減ですが、中間検査の作業を当初予算では山口県下関市で計上していたのが、入札で西戸崎にあります株式会社エンジンドックとなり、公用車での移動ができたことによるものです。

12節役務費7万1,000円の減ですが、船舶保険の入札による減となります。

14節使用料及び賃借料ですが、4月と10月に渡船の点検で代船を使用しているのですが、天候に恵まれ、当初予算計上日数より短期間で完了したことにより、218万3,000円の減となります。

18節備品購入費11万5,000円の減ですが、新宮待合所で欠航や臨時便情報を素早く提供するためのテレビモニター形式のデジタル掲示板を購入したのですが、見積もり入札による執行残となります。

次に8ページ、9ページの歳入を説明いたします。

1款1項1目事業収入、1節渡船料金514万9,000円の増のうち、一般券利用者634万9,000円の増ですが、来島者が前年より1割以上増加したことによります。

往復券利用者は相島での購入になるのですが、利用者が減ったことで120万円の減となります。

2節定期料金は、漁村留学を含む利用が増え、180万円の増となります。

3節団体料金、6節貨物運賃は利用が減ったことでの減となります。

3款1項1目渡船事業県補助金、1節渡船事業補助金、離島振興対策航路事業補助金は額が確定したため計上しております。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、収支調整となります。

5款1項1目繰越金は、前年度繰越金が確定したことによります。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。今の説明を聞いてまして、ちょっと急に

思いついたような話なんで、もし質問している内容が違っていれば訂正してください。

渡船のドック検査のための入札を行うと、やり方としてですね。

その結果、普通旅費が19万円必要なくなりましたと、近場になったんですね。

そういう説明だったように理解するんですが、例えば検査の入札の結果、例えば4万円、5万円の差で山口県の業者が落札したとしたら、19万円今度は職員の普通旅費を使って検査に行くというような状態、かえって割高になるという結果になりそうな気がするんですが、その判断基準というのはどうなっているんですか。

申しわけないけど、ちょっと急に思いついたんで申し訳ないです。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） お答えします。一応、検査は検査、それに付随した旅費というのは切り離して考えておりますので、そこを組み合わせ、どうこうというところまでは想定はしておりません。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 入札そのものは本来、より安価に、より良いものをという調達の手法ですよ。

そこに付帯経費がようけかかるものを安く、その入札結果で決定するというのはおかしな話じゃないですかね。

Aという商品を1万円安く買いました、入札の結果。

でも設置費用に5万円かかりました。

結果4万円多くかかりますよっていうのと同じじゃないかなという気がするんですが、それを職員に経費をかけてまで安くする意味ってトータルで考えたら無駄じゃないですか。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。議員がおっしゃられることは一応理解はできるんですけども、入札のやり方っていうことでもあるかと思うんですけども、それを含めて計上をするという形では今ございませんので、ちょっとこれは現時点でのやり方としてはもうこれしかできないと、我々としてはこちらとしてはそういうふうに認識しております。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 事務方が段取りするときは、それしか方法がありませんという確かに入札事務ですから、高いほうを決定するというのは多分不可能だろうと思います。

しかしながら、そういうことが付随して起こりうるということは想定して、この渡船の検査のあり方については、やはりやり方を検討すべきじゃないかなというふうに思います。

ここで課長に答弁をしろと言うつもりはありませんので、今後どうするかっていうのは是非考

えていただきたいと思うんですね。

19万円も不用額が発生したらよかったなと思うんですが、一方で下関の業者が安い値段で落札していたら、大変な無駄な出費になったような気もしなくはないので、是非、今後どういうふうにやっていくか、要するにその入札のやり方を含めて検討していただきたいなというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（北崎 和博君） 回答いいですか。

吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） 議員おっしゃるとおり、結果的に費用がかさばるということもありうるかと思いますが、入札はあくまで発注した仕様書の中で一番安い業者にしか決定できないということです。

ですから旅費、職員の旅費まで含めてどっちが有利っていう判断ができませんので、もしそれをやるとしたら随意契約とかそういう手法になろうかと思えます。

ちなみに、渡船の新船建造をした時に、例えばそこを製造するのが台湾であったり、東北のほうであったりっていう会社もございました。

そのときに、やはりその経費的な回航の経費が要ということで、関西以西ということで限定して、あらかじめそういう経費を抑えるためにそういう業者に絞って入札をした。

ですから、もし実施するとしたらそういう、近場で経費の要らない業者を指名するというやり方でしか対応できないかというふうに思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。いいですか。はい、ほかに。ございますか。

はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 収入の一般券の利用者が1割以上来島者が多くなったということでの説明ですけど、最終的にどれぐらい当初から見込んで最終の来島者になったのか、わかったら、ちょっと1割以上ということでの説明でわからなかったの、わかるようでしたら説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。あくまでも前年比で計上させていただいておりますので、その分でいきますと12月末の時点で、1割の方が増えておられるというふうな計算を上げております。

それ以降につきましても、状況が昨年と比べまして団体さんが昨年と言いますか29年度ですね、29年度と比べまして団体が多かったということもございます。

1月、2月は天候が悪いので、どこまで増えるのかっていうことはありますけれども、一応2

9年と比較しまして、そちらの伸びを考慮しまして1割以上というふうに計算をしております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 人数でしょ。

○産業振興課長（竹上 健君） すいません。ちょっと具体的な人数は、今こちらにちょっと持ってきてませんので、後で報告をさせていただいてよろしいですか。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 担当課長の説明で1割以上の伸びの来島者があるというような説明であったので、当初どれぐらい見込んであって1割以上なのか、ちょっとそのあたりの人数がわからないので、いわゆる根拠として600万円上げてあるわけですから、人数の内訳がわかるんじゃないかなということでお尋ねしているわけですけど、ちょっとわからないということであれば600万円の根拠は何なのかと思いますけど、説明をお願いします。

○議長（北崎 和博君） 暫時休憩します。

午前10時05分休憩

.....

午前10時07分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） すいません、お答えします。当初では4,255万円で計上させていただいておりました。

それを伸びを数字をひろって行って伸びを出しまして、最終的には4,889万9,000円という形で想定します。

○議長（北崎 和博君） 人数はわからないですか。ちょっと暫時休憩します。

午前10時08分休憩

.....

午前10時14分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） すみません。申し訳ありません。

当初の人数といたしまして、約9万6,000人を計上させていただいておりました。

3月末として計算したのが約10万4,000人というふうになっております。

参考ですけども12月までで約9万人というふうになっております。

以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第10号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第16号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第8、第16号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） 第16号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について御説明をいたします。

最初に歳出補正予算について御説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきまして、本年1月までの実績額をもとに増額をさせてもらっております。

特定財源として、3款1項1目1節普通交付金を充てるものです。

続きまして、3款1項及び3項の国民健康保険事業費納付金は、特定財源の国庫支出金、7款を新設して受け入れしております。

7款1項1目1節の災害臨時特例補助金、これは東日本大震災被災者減免対象地域の方が転入してこられ、その方がこの補助金の対象と新宮町でもなったことに対してのもので、そのことによる財源更正となります。

続きまして、5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、4節共済費は社会保険料の増、8節報償費のハイリスク保健指導及び13節委託料については本年度の事業がほぼ終了したことにより減額するものです。

続きまして次ページ、12ページの6款1項1目一般被保険者国民健康保険税還付金の増は、引き継ぎ等十分でなかったこともあって、免除が十分でなかったことで生じた還付金の計上となります。

同項3目の返還金は、平成29年度で終了しました高額医療共同事業の精算によるものです。

戻りまして8、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、特定財源以外について御説明いたします。

4款1項1目1節保険基盤安定繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金につきましては、額の

確定による増額及び減額となります。

同じく5節その他一般会計繰入金につきましては、収支の調整となります。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第16号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第17号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第9、第17号議案、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） 第17号議案、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入予算のみの補正となります。

4ページ、5ページをお願いいたします。

4款1項1目1節保険基盤安定繰入金につきましては、本年度の額確定に伴う減額でございます。

また、2節一般会計繰入金は収支の調整となります。

5款1項1目1節は前年度の繰越金となります。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第17号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第18号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第10、第18号議案、平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事

業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(中野 哲之君) 第18号議案、平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

10、11ページ、歳出のほうをお願いいたします。

1款1項1目28節繰出金の増30万9,000円は、一般会計繰出金の増でございます。

戻りまして8ページ、9ページ、歳入のほうをお願いいたします。

1款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金が確定したため10万8,000円を増額しております。

2款1項1目住宅新築資金等貸付金国庫分元利収入、1節の元金収入として20万1,000円を計上しております。

今回の補正予算は、平成30年度の貸付金等元利収入の見込み増に伴い、その部分を歳入予算に計上し、一般会計に繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(北崎 和博君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北崎 和博君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

○議長(北崎 和博君) 第18号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長(北崎 和博君) 全員賛成と認め、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第19号議案

○議長(北崎 和博君) 日程第11、第19号議案、平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(桐島 光昭君) 第19号議案、平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について御説明いたします。

最初に歳出から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち7節賃金7万2,000円の減は、4月からの実績を踏まえ減額するもの。

11節需用費の修繕料は、診療所官舎洗面台の混合栓の修繕費、光熱水費は電気料金と上下水道料金の4月からの実績を踏まえ増額するものでございます。

1 款 2 項 1 目研究研修費のうち、1 4 節使用料及び賃借料の減は医師の研修先変更により有料道路を使用しなくなったため。

2 款 1 項 1 目医療用機械器具費のうち、1 8 節備品購入費医療用器具購入費の減は、入札減によるもの。

同項 2 目医療用衛生材料費のうち、1 1 節需用費、医薬材料費につきましては、4 月からの実績を踏まえ採算し 2 3 0 万 5, 0 0 0 円減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

戻りまして 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目総務使用料、1 節診療報酬につきましては、4 月からの実績を踏まえ再試算し 4 8 4 万円の減、2 款 1 項 2 目医療施設等設備整備費補助金、1 節へき地医療設備整備費補助金 1 2 万 5, 0 0 0 円の減は、歳出の 2 款 1 項 1 目 1 8 節備品購入費、医療用器具購入費の減によるもの。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は収支調整、4 款 1 項 1 目繰越金につきましては、額が確定いたしましたので 1 3 8 万 2, 0 0 0 円の増額といたしております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） もう全体的にお尋ねしますけど、診療報酬も減ってますし、医薬材料費も減ってるようですが、やはり島民の人口が減っているのか、やはり受診者が減っているのか。

そういうような病気によっては、こちらの渡船で本土のほうに渡って病院へ行かれているのか。大体その辺りは、どういう結果になっているか、わかったらお願いします。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） ここ数年、患者さんの数を見ますと議員おっしゃるように減ってる状況です。

それは島民の人口が減っているのもありまじょうし、一定以上の病気になれば本土に渡ってきて、それなりの大きな病院にかかっていらっしゃるというのも原因であろうと思いますけれども、ちなみに現在の人数を調べてみますと、平成 2 9 年度は 1 日当たり 8. 5 人の来院者がございまして、平成 3 0 年度 1 月までの人数で 1 日当たり計算しますと 9. 2 人と、少し 1 人までは伸びておりませんが、少し伸びている状況でございまして、これまたこれまでの説明とちょっと変わるなというふうに思いますけれども、相島診療所を皆さん大事に思っていられっしゃる結果で、また少し行ってみようかなという先生も変わりましたし、そういった原因もあるのかなというふうには考えているところです。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。いいですか。はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第19号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12、第20号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第12、第20号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第20号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款水道事業収益、補正予算額729万1,000円を減額し、合計の7億7,206万6,000円とするものでございます。

次に、支出において第1款水道事業費用、補正予算額2,200万円を減額し、合計の6億8,975万8,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書き中を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億882万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額571万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2億311万1,000円で補填するものに改めるものでございます。

収入において、第1款資本的収入、補正予算額7,274万円を減額し、合計の1億5,557万6,000円とするものです。

また、支出において第1款資本的支出、補正予算額7,553万2,000円を減額し、合計の3億6,440万5,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収益的支出から説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費の減2,200万円は、水道施設運転維持管理包括業務委託料の確定に伴い、執行残を減額するものでございます。

次に収益的収入について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目の給水収益の減 7 2 9 万 1, 0 0 0 円は、大口需要者である食品加工会社の転出移転に伴い減額するものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の先に資本的支出について御説明申し上げます。

1 款 1 項 2 目配水設備工事費の減は、今年度の下水道管渠新設工事の進捗状況により配水管布設替工事の一部を次年度工事に振替えたことによるものが主な要因で、工事請負費 6, 8 3 2 万円の減額と公共下水道事業が J R に委託している J R 鹿児島本線横断部分の夜臼地区配水管布設工事の負担金が確定したことに伴い 7 2 1 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございます。

次に、資本的支出について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目負担金の減は、資本的支出でも御説明申し上げましたが、今年度の下水道管渠築造工事の進捗状況により、配水管布設工事の一部を次年度工事に振替えたことにより、消火栓設置工事が 5 基減少したことによる他会計負担金 2 7 4 万円の減額と工事負担金を 7, 0 0 0 万円減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 4 ページ、5 ページの水道使用料の減の中で、大口食品会社の移転に伴う減ということで説明ありますけど、食品会社というのはどこの会社が移転したのか、教えてください。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 食品会社があるんですが、具体的に言いますと上府の食品工業団地の中のフジパンの関連会社のフジデリカっていうのが久山町に行っております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 2 0 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 9 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第 2 0 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、第 2 1 号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第 1 3、第 2 1 号議案、平成 3 0 年度新宮町公共下水道事業会計補

正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第21号議案、平成30年度新宮町下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款下水道事業収益、補正予算額452万4,000円を減額し、合計の9億4,858万4,000円とするものでございます。

また、支出において第1款下水道事業費用、補正予算額1,963万2,000円を減額し、合計の8億9,586万9,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書き中を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億988万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,071万7,000円、引継現金5,696万円、当年度損益勘定留保資金1億3,220万4,000円で補填するものとするに改めるものでございます。

収入において、第1款資本的収入、補正予算額9,264万3,000円を減額し、合計の6億6,538万2,000円とするものです。

また支出において1款資本的支出、補正予算額8,440万3,000円を減額し、合計の8億7,526万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

企業債の補正でございますが、第4条、予算第5条に定めた企業債の予定額について、事業費の確定により7,730万円を減額し3億4,640万円とするものでございます。

次に、債務負担行為の補正ですが、第5条、予算第6条に定めた債務負担行為の予定額について、平成31年度の新宮ポンプ場の維持管理委託料において、平成30年度マンホールポンプの新設等により、委託箇所が増加及び消費税増税予定のため94万3,000円を増額し、3,100万円とするものでございます。

また、新宮中央浄化センターの平成31年度から平成33年度までの水質分析委託料において、国の指導により水質検査の追加が発生することから41万7,000円を増額し、810万円とするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出を先に説明いたします。

1 款 1 項 1 目管渠費の 1 4 3 万 4, 0 0 0 円の減は、下水道台帳更新委託料及び新宮処理区管路調査委託料、雨水総合管理計画策定業務委託料の執行残を減額するものでございます。

1 款 1 項 2 目、新宮処理区管理費の 1, 2 0 4 万円の減は、し渣・沈砂搬出処分委託料の執行残と福岡市下水処理委託料の処理単価が 1 トン当たり昨年度 5 9. 4 4 円でしたが、今年度は 5 1. 8 4 円に下がったことによるものを減額するものでございます。

1 款 1 項 3 目中央処理区管理費の 3 6 万 7, 0 0 0 円の減は、し渣・沈砂搬出処分委託料、計装設備保守点検業務委託料の執行残による減、燃料調整費の上昇による電力使用料等の動力費の増、流入水質の安定による医薬材料費の減、焼却汚泥の増加による玄界環境組合じん芥処理場使用料の増となっております。

1 款 2 項 1 目の企業債利息の 5 7 9 万 1, 0 0 0 円の減は、昨年度借入分の率が下がったための減額でございます。

次に、収入について御説明申し上げます。

第 1 款 1 項 4 目の他会計負担金の 3 7 5 万 4, 0 0 0 円の減は、一般会計からの雨水処理負担金の決算見込みにより減額するものでございます。

5 目の国庫補助金の 6 0 万 6, 0 0 0 円の減は、防災安全交付金の交付決定に伴うものでございます。

1 款 2 項 2 目の他会計補助金の 1 6 万 4, 0 0 0 円の減は、繰入基準による一般会計からの補助金を決算見込みより減額するものでございます。

8 ページ、9 ページをお願いします。資本的支出について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目汚水管路新設費の補償金 7, 0 0 0 万円の減は、本年度の下水道管渠新設工事の進捗状況により、水道移設工事が次年度工事に繰越されたことによるものです。

2 目、雨水管路建設費の 1, 4 0 0 万 9, 0 0 0 円の減は、夜臼第 2 雨水幹線の改修事業における設計等委託料の確定に伴う執行残によるものです。

また、4 目ポンプ場建設改良費の 4 5 万 6, 0 0 0 円の減は、新宮ポンプ場電気施設実施設計業務委託料の執行残でございます。

1 款 3 項 1 目元金償還金 6 万 2, 0 0 0 円の増は、平成 2 9 年度借り入れの法的化分において、平成 3 0 年度元金償還分を失念していたため計上するものでございます。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目企業債の 7, 7 3 0 万円の減は、事業費の確定により減額するものです。

1 款 3 項 1 目他会計補助金の 1 9 3 万 6, 0 0 0 円の減は、繰入基準による一般会計からの補助金を決算見込みより減額するものでございます。

1 款 4 項 1 目国庫補助金の 6 1 9 万 4, 0 0 0 円の減は、社会資本整備総合交付金の不交付決

定に伴うものでございます。

1 款 5 項 1 目負担金の 7 2 1 万 3, 0 0 0 円の減は、夜臼第 2 雨水幹線の改修事業に伴う配水管布設工事負担金の確定に伴う執行残によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 3 ページの借り入れの分の利率が下がったということで減額になっています。

大体今、利率的にはどのくらいの利率で借り入れされてあるのかお願いします。

それと、ちょっと 9 ページの一番最後の元金償還金増の 6 万 2, 0 0 0 円のちょっと説明がよく聞き取れなかったのもう一度説明お願いします。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 最初の質問の利息の件でございますが、当初の予定では 1. 5 パーセントの予定で計上しておりましたが、今書いているのは 0. 4 5 パーセントから 0. 6 パーセントの間ぐらいで、借り入れさせていただいております。

それと、もう一つの償還金の 6 万 2, 0 0 0 円でございますが、これについては、前年度の 2 9 年度の借り入れの分の法的化分において、これ均等償還になっておったんです。

元金分と利息分の均等償還になっとったんですが、その部分の元金分の償還分を計上漏れしておりましたので、失念しておりましたのでこれを計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 今、借り入れ等については 1. 5 パーセントにみとったのが、今 0. 4 5 から 0. 6 っていうことで、大体そういうふうなことで今事業をすれば、大体 0. 4 から 0. 6 というような借り入れで今後も推移していくかなということで理解しとっていいですか。

○議長（北崎 和博君） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 今の国の政策等によって、やっぱり利息が変わってきますので、その部分については今、低金利時代になっておりますので、それぐらいの率でいっておりますが、政策によって金利が変わっていきますので、その部分については今後のなりゆきの中で金利が変わるものと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第21号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者9名、挙手しない者0名]

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第22号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第14、第22号議案、平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第22号議案、平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正を行うものでございますが、今回の補正予算は歳入予算の組み替えとなっております。

歳入について御説明申し上げます。4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款1項1目の前年度繰越金確定に伴う71万円の増と、2款1項1目一般会計繰入金71万円の減で収支調整をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第22号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者9名、挙手しない者0名]

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第22号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時まで休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15. 第23号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第15、第23号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第23号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条記載のとおりでございます。

第2条継続費の補正、第3条繰越明許費、第4条債務負担行為の補正、第5条地方債の補正につきましては、5ページ、6ページ、7ページになります。

5ページのほうをお願いいたします。

第2表、継続費補正は、変更として2事業を計上しており、補正前、補正後の総額、年度、年割額は記載のとおりでございます。

2款1項第6次総合計画策定委託料、8款6項町営住宅建築設計委託料ともに契約を締結したことに伴い、総額、年割額を変更するものでございます。

第3表、繰越明許費は3事業を計上しております。

2款3項地方公共団体情報システム機構負担金は、マイナンバーカードの交付枚数見込みにより、国からの連絡に基づき全額を繰り越すものでございます。

8款4項新宮ふれあいの丘公園整備事業は、緑道整備工事が隣接する他事業の後でないと施工できず、当該事業の完了が遅れたことに伴い本工事の着工が遅れたため繰り越すものでございます。

10款1項特別教室等空調設備整備事業は、冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、特別教室等に空調設備を整備するべく要望を行ったため繰り越すものでございます。

次のページになります。

第4表、債務負担行為補正は、追加としまして14項目、変更として2項目をあげております。

追加分につきましては、主に平成31年度開始とともに事業が執行できるよう、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するもので、事項、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

最後の項目は粕屋北部消防組合が平成30年度に発行した地方債の償還に係る経費について、期間が平成31年度から平成37年度まで、限度額は償還に係る経費を粕屋北部消防組合同約第12条の規定により算定した額として計上しております。

変更分につきましては、債務負担行為計上時に見込んでいた単価等が増となったことによるもので、事項、補正前、補正後の期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

次のページの第5表地方債補正は、追加として1事業、変更として10事業を計上しております。

追加分につきましては、先ほど第3表、繰越明許費で御説明いたしました特別教室等空調設備整備事業に伴うもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

変更分につきましては、起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、それぞれの事業費が確定したこと、地方債の発行を抑制するため資金手当となる起債を行わないことによる限度額の減でございます。

また、新設中学校建設事業につきましては、平成30年度に寄附されたふるさと寄附金をふるさと応援基金に積み立てることなく、当該年度の事業に充てることにより減額とするものでございます。

それでは、これから歳出予算の説明をいたしますが、款を追いながらの説明の前に、今回の補正予算の人件費にかかわるものの説明をいたします。

時間外勤務手当の増、居住状況の変更に伴う通勤手当などの増、社会保険料の確定に伴う増減、非常勤職員賃金の増を行っております。

今回の補正に関しましては、実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額などが多くあり、特定財源につきましても歳出の増減に伴うもの、国県支出金の交付決定などにより、歳出の増減を伴わない財源更正等もございますので、主だったもの、増額補正を中心に御説明をさせていただきます。

24、25ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の5節災害補償費及び次のページとなりますけれども、22節の補償補填及び賠償金、合計で2,524万2,000円となりますが、こちらは公務災害が認定された非常勤職員に12月分までで確定した補償金等を支払うためのものでございます。

前のページに戻っていただいて、14節ポータルサイト使用料は、楽天などの利用が多いため増額しております。

特定財源としまして、20款4項3目1節非常勤職員公務災害補償保険金2,040万1,000円を充当しておるものでございます。

26、27ページのほうをお願いいたします。

5目財産管理費全体では減額となっておりますが、11節光熱水費は、燃料費調整額等の影響による電気料金の増に伴い増額、14節コピー使用料は使用実績により増額をしております。

10目国土調査費は、国県支出金の交付決定に伴い事業費を減額するもので、特定財源としまして14款1項1目1節地籍調査費負担金1,130万円、15款1項1目1節地籍調査費負担金565万円を減額しております。

28、29ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費19節地方公共団体情報システム機構負担金は、国からの通知に伴い増額するもので、繰越明許費でも説明いたしましたとおり全額を繰り越すものでございます。

特定財源としまして、14款2項1目1節社会保障・税番号制度システム整備補助金6万6,000円を充当、13款2項1目4節印鑑証明手数料17万4,000円を減額し充当しております。

30、31ページをお願いします。

4項3目県知事県議会議員選挙費13節選挙公報配布委託料は、予算計上時より単価が増となったため増額しております。

5項2目指定統計調査費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、15款3項1目4節指定統計調査費委託金19万6,000円を減額し充当しております。

3款1項1目社会福祉総務費28節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものです。

特定財源としまして、14款1項2目1節保険基盤安定負担金220万9,000円、15款1項2目1節国民健康保険保険基盤安定負担金1,288万8,000円を充当しております。

32、33ページをお願いいたします。

2目福祉センター管理費全体では減額となっておりますが、11節燃料費は、A重油の単価が増となったことにより、修繕料は点検により屋内消火栓など消防設備の修繕が必要になったため増額するものでございます。

特定財源としまして、13款1項2目2節福祉センター使用料17万8,000円を充当しております。

4目老人福祉費も全体では減額となっておりますが、11節印刷製本費は、次年度分サポートポイント手帳印刷のため、光熱水費は燃料費調整額等の影響による電気料金の増に伴い、20節ねたきり老人扶助費は、対象者が増えたため増額しております。

特定財源としまして、12款1項1目1節高齢者対策福祉費負担金4万2,000円、15款2項2目1節高齢者社会活動推進等事業費補助金11万3,000円を充当しております。

6目重度障害者医療対策費20節重度障害者医療費は、これまでの実績が多く、予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

34、35ページをお願いします。

7目障害者福祉費、13節地域生活支援事業委託料及び20節身体障害者(児)補装具費支給費は、これまでの実績が多く予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

特定財源としまして、14款1項2目2節障害者自立支援給付費負担金54万3,000円、

14款2項2目3節地域生活支援事業費補助金38万円、15款1項2目2節障害者自立支援給付費負担金27万1,000円及び15款2項2目3節地域生活支援事業費補助金19万円を充当しております。

8目介護保険事業費は、連合からの通知に基づき増額しております。

9目後期高齢者医療対策費は、連合からの通知に基づき減額しており、特定財源の15款1項2目3節後期高齢者医療保険基盤安定負担金80万7,000円を県からの通知に基づき減額し充当しております。

2項1目児童福祉総務費19節障害児保育事業補助金は、本年度見込みにより増額をしたものでございます。

3目児童福祉施設費11節消耗品費及び12節火災保険料は、新宮北小学校学童保育所第4クラブ分のため増額をしております。

36、37ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費28節相島診療所事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものでございます。

特定財源としまして、21款1項1目1節医療機器整備事業債10万円を減額し充当しております。

2項2目塵芥処理費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、21款1項1目2節じん芥処理施設除却事業債1,390万円を減額し充当しております。

38、39ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、15款2項5目2節経営所得安定対策等推進事業費補助金1万7,000円を減額し充当しております。

4目農地費19節県土地改良事業連合会負担金は、当該負担金のうち特別付加金に算入される事業費分が増加したことにより増額しております。

特定財源としまして、20款4項3目1節大蔵池管理費負担金10万8,000円を減額し充当しております。

3項3目漁港管理費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、13款1項4目1節駐車場使用料256万6,000円のうち4万6,000円を充当、14款2項4目2節漁港管理費補助金109万円を減額、15款2項5目4節漁港管理費補助金28万8,000円を減額、21款1項2目1節漁業施設整備事業債90万円をそれぞれ減額し充当しております。

40、41ページをお願いいたします。

8款2項1目道路維持費全体では減額となっておりますが、11節光熱水費は、燃料費調整額等の影響による電気料金の増に伴い増額しております。

特定財源としまして、13款1項5目1節道路占用料53万5,000円を充当しております。

2目道路新設改良費は、特定財源の14款2項5目1節社会資本整備総合交付金2億9,349万4,000円のうち100万円の減額による財源更正でございます。

4目駐輪場施設管理費全体では減額となっておりますが、19節駐輪場使用料負担金は、JR福工大前駅自転車駐車場利用者が見込みより多いため増額するものでございます。

特定財源としまして、13款1項5目2節駐輪場使用料21万4,000円を充当しております。

4項1目都市計画総務費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、13款2項4目1節屋外広告物許可申請手数料11万円、15款2項1目2節土地対策費補助金3,000円、15款3項3目1節建築確認事務委託金2万3,000円を充当しております。

2目公園費は、平成29年度に国の二次補正により補助事業費が前倒しで増額となったことに伴いまして、本年度補助事業費が減額となったため、目全体では大きく減額となっておりますが、11節光熱水費は、燃料費調整額等の影響による電気料金の増に伴い増額、12節火災保険料は、新宮ふれあいの丘公園トイレ分のため増額しております。

特定財源としまして、14款2項5目1節社会資本整備総合交付金2億9,349万4,000円の減のうち1億7,750万円を減額、21款1項3目1節公園整備事業債1億5,970万円を減額し充当しております。

42、43ページをお願いいたします。

3目社会資本整備事業費は、国庫支出金の交付決定に伴い事業費の見込みにより減額しております。

特定財源としまして、14款2項5目1節社会資本整備総合交付金2億9,349万4,000円の減のうち、1億1,499万4,000円の減額、21款1項3目2節社会資本整備事業債7,900万円を減額し充当しております。

4目都市再生整備計画事業費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、12款1項2目1節駐輪場施設管理費負担金101万6,000円、21款1項3目3節都市再生整備計画事業債1,960万円を減額し充当しております。

6項2目住宅建設費13節町営住宅建築設計委託料は、入札執行残により減額しております。

特定財源としまして、21款1項3目4節住宅建設事業債1,750万円を減額し充当してお

ります。

44、45ページをお願いいたします。

9款1項2目非常備消防費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、20款4項3目1節消防団員退職報償金197万円を減額し充当しております。

3目消防施設費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、15款2項7目2節石油貯蔵施設立地対策等補助金1万円を減額し充当しております。

4目防災費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、21款1項4目2節防災施設整備事業債60万円を減額し充当していません。

10款1項2目事務局費は、次のページになりますけれども、11節消耗品費は庁舎のインターネットパソコン更新に伴いまして、旧パソコンを学校で再利用するためOSのアップグレードなどを行うため、また13節施設整備工事設計等委託料及び15節施設整備工事費合わせて1億2,150万円となりますけれども、こちらは繰越明許費で御説明いたしました冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、特別教室等に空調設備を整備するためのものがございます。

特定財源としまして、14款2項7目1節冷房設備対応臨時特例交付金1,853万4,000円、15款2項8目1節スクールソーシャルワーカー配置事業補助金23万3,000円、21款1項5目2節学校教育施設等整備事業債3,700万円を充当しております。

2項2目立花小学校管理費11節光熱水費及び14節コピー使用料は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものがございます。

4目新宮小学校管理費11節光熱水費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため、18節学校管理用備品購入費は、アレルギー児童に対応する冷蔵庫の購入のため計上するものがございます。

6目相島小学校管理費11節光熱水費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額をしております。

10目新宮北小学校管理費11節消耗品費及び18節学校管理用備品購入費合わせて112万8,000円となりますけれども、こちらは新年度3クラス増の見込みであり、それに対応するため給食用消耗品、教師用机・椅子・パソコンなどを購入するため、11節光熱水費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額をするものがございます。

3項1目中学校総務費20節要保護及び準要保護生徒扶助費は、対象生徒数及び単価が増えたため増額するものがございます。

48、49ページをお願いいたします。

2目の本校管理費11節光熱水費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

6目新設校建設費は、財源更正でございます。

特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金は、平成29年度に積み立てた基金の残額5,000万円を充当するもの、21款1項5目1節新設中学校建設事業債は、地方債補正で御説明いたしましたとおり2億4,500万円を減額し充当しております。

5項3目新宮幼稚園費及び4目新宮東幼稚園費の11節光熱水費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものでございます。

6項1目社会教育総務費19節文化振興財団補助金は、住民参加型ミュージカル事業への助成が確定したため増額をしております。

特定財源としまして、20款4項3目1節コミュニティ助成金250万円を充当しております。

3目文化財保護費は、相島海事遺産総合調査の事業費確定等により9節旅費、13節委託料及び14節使用料及び賃借料で減額をしておりますが、次のページになりますけれども、19節横大路家住宅指定文化財管理事業補助金は、落雷により消防設備保守分が不用となりましたが、新たに同設備の補修分が必要となったため増額をしておるものでございます。

特定財源といたしまして、14款2項7目4節文化財発掘調査事業費補助金21万円を減額し充当しておるものでございます。

50、51ページのほうでございます。

7目図書館費は、事業費の確定等により減額しております。

特定財源としまして、15款2項8目6節子どもの読書活動推進事業補助金6万円を充当しております。

10目そびあしんぐう管理費は、事業費の確定等により減額をしております。

特定財源としまして、13款1項6目4節そびあしんぐう使用料173万9,000円を減額し充当しております。

7項3目体育施設費11節光熱水費は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額をしておるものでございます。

52、53ページをお願いいたします。

12款1項2目利子は、借入額及び利率の確定により大きく減額をしております。

13款1項1目28節渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものでございますけれども減額となっております。

2項1目公営企業支出金は、特定財源の21款1項6目1節福岡地区水道企業団一般会計出資

債190万円の減額による財源更正でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

歳出時に特定財源として説明いたしましたものなどは省かせていただき、主なものを御説明させていただきます。

18、19ページをお願いいたします。

18款1項1目1節住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金30万9,000円は、当該特別会計から一般会計へ繰り入れられるものでございます。

20、21ページをお願いいたします。

18款2項2目1節財政調整基金繰入金2,843万7,000円で財源調整をしております。

19款1項1目1節前年度繰越金は、1億6,181万8,000円を増額し、総額の3億4,665万8,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） はい、質疑を許可いたしますが、歳出からですね、ちょっとページを追っていきたく思いますのでお願いいたします。

まず、歳出24、25ページから。ございませんか。

26、27ページ。28、29ページ。30、31ページ。32、33ページ。34、35ページ。36、37ページ。38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ。ございませんか。44、45ページ。46、47ページ。ございませんか。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。最後まで54ページまで。ございませんね。

はい。それでは歳入のほうは全般でいきたく思います。

前段の5ページからでもいいですから、歳入と全般でお願いします。

ございませんか。はい。

補正予算全般でもよろしいですけど、ございませんか。はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） それでは、ここで質疑を打ち切り、第23号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第23号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長、よろしくをお願いいたします。

日程第16. 第24号議案

日程第17. 第25号議案

日程第18. 第26号議案

日程第19. 第27号議案

日程第20. 第28号議案

日程第21. 第29号議案

日程第22. 第30号議案

日程第23. 第31号議案

日程第24. 第32号議案

日程第25. 第33号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第16、第24号議案、平成31年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第25、第33号議案までの10件は、平成31年度予算でございますので、この10件は一括上程し、議題といたします。

それでは、第24号議案から第33号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第24号議案から第33号議案まで、平成31年度新宮町当初予算につきまして、御説明をさせていただきます。

各会計ごとの本年度予算額及び、対前年度比につきましては、配布しております一覧表をご覧ください。それぞれにつきましては、一覧表のとおりとなっております。

平成31年度新宮町当初予算につきましては、4月に町長・町議会議員選挙が執行される予定でありますことから、政策的な新規事業等につきましては、極力盛り込まないこととしておりますけれども、当初予算でないと不都合が生じる恐れのあるもの、継続的に進めていくべき事業等につきましては、計上をさせていただいております。

また、平成31年度以降の元号の表記方法につきましてでございますけれども、法制的にも、財務的にも、特に問題はないため、西暦表記とはせず、これまでどおり平成何年度といういうような形で表記をさせていただいております。

消費税につきましてでございますけれども、平成31年10月1日から税率が引き上げられるということになっておりますけれども、同時に、軽減税率制度が実施されるとともに、経過措置につきましても見直しが行われております。

そのため、当初予算では適宜必要な税率で8%でありますとか、10%でありますとかというように形で計上をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、特別会計7会計へ水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計の概要を御説明させていただきます。

水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く平成31年度特別会計全体の合計予算額は、31億6,440万7,000円となっております。

対前年度比で2億8,210万1,000円の増額。率にして9.8%の増となっております。それぞれの分での増減の主なものについて、概略説明をいたします。

第24号議案の渡船事業特別会計につきましては、5年に1度の定期検査の年度に当たるため、修繕料及び代船備船料が増、渡船施設改修工事費の新規計上により、予算総額で大きな増額となっております。

第25号議案、国民健康保険特別会計は、福岡県が財政運営の責任主体となり、2年目の年度となります。

一般被保険者療養給付費及び、一般被保険者高額療養費の増により、予算総額で大きな増となっておりますのでございます。

第26号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金が増えたため、増額となっております。

第28号議案、相島診療所事業特別会計は、医療用機械器具費において、前年度にポータブル血液分析装置及び自動体外式除細動器を購入し、平成31年度では心電図モニターの購入を予定していること。

医療用衛生材料費の医薬材料費こちらの減により、対前年度比では8%減少しておるところでございます。

第29号議案、簡易水道事業特別会計は、水不足に対応するための海水淡水化装置設置等に関する経費を委託料から負担金に組み替えて計上しております。

施設の更新に関する設計委託料を新規に計上をしております。

また、平成30年度が最終年度となる予定でありました配水管整備工事が入札不調となり、本年度31年度も計上したこと、さらに、貯水池止水工事費及びポンプ施設更新工事費の計上がなくなったことを等々によりまして、対前年度比では14.7%減少しております。

第30号議案、水道事業会計は水道施設運転維持管理包括業務委託が契約更新されたこと。

新設中学校や、都市整備課の事業関連の配水管布設工事及び布設替工事がなくなったことなどが減額の主な要因となっております。

第31号議案、公共下水道事業会計は、平成30年度から公営企業法適用した会計を開始しております。

本年度は前年度に実施した新宮ポンプ場電気施設実施設計に基づき、改築更新工事の予算を計上したことにより、対前年度比9.5%の増加となっております。

続きまして、第33号議案、一般会計予算についてでございますけれども、歳入歳出予算の総

額は、116億4,893万9,000円。

対前年度との比較は17億3,356万5,000円の減額。率にして13%の減となっております。

増減の主な要因につきまして御説明をさせていただきます。

増額のほうでございますけれども、2款総務費のふるさと納税事業、3款民生費は障害者福祉費の扶助費の増によるものでございます。

減額のほうにつきましては、4款衛生費のじん芥処理費、玄界環境組合負担金の影響でございます。

8款土木費のふれあいの丘公園整備事業と、10款教育費の新設校建設費のそれぞれ減によるものが減額の主なものとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） お諮りします。第24号議案から第33号議案までの10件については、議長除く議員9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審議したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議なしと認めます。したがって予算特別委員会を設置し、これに付託の上審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長を選出方をお願いいたします。

午前11時40分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長には森秀司議員。副委員長には上畝地白馬議員ということになりましたので御報告をいたします。

なお、委員長におかれましては、3月7日、8日、11日の3日間、予算特別委員会にて審議をお願いしますとともに、本会議最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

日程第26. 第34号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第26、第34号議案、財産の取得について、パソコン購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第34号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得する
ものでございます。

記といたしまして、取得財産はパソコン購入。契約の方法は指名競争入札。

取得金額は1,490万4,000円、うち消費税及び地方消費税額110万4,000円。

業者名は福岡市中央区六本松2丁目12番19号、株式会社BCC代表取締役、幸田好和。

納期は平成31年4月1日から平成31年6月28日まででございます。

1ページをお願いいたします。

(1) といたしまして、入札結果表を添付いたしております。

6社指名いたしまして、ご覧のような結果となっております。

(2) は、今回購入する物品等の内容を記載しております。

いずれも、役場内で事務用パソコン等の更新に係るものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第34号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 第35号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第27、第35号議案、町道路線の認定について、小浦線を議題
といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） はい。第35号議案、町道路線の認定について、次のように
町道路線を認定するものでございます。

路線番号658、路線名、小浦線、起点、新宮町大字下府字小浦1167番11地先から終点、
新宮町大字下府字小浦1167番6地先となります。

次のページをご覧ください。

参考資料といたしまして位置図と、その裏面に路線図をつけております。

この路線は民間開発の造成工事により整備された道路ですが、開発工事で帰属を受ける路線に
ついて町道認定を求めるもので、認定路線は町道の認定基準に適合しております。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、第35号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第35号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上叡地委員長よろしく願いいたします。

日程第28. 第36号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第28、第36号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第36号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について説明をいたします。

提案理由といたしまして、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散し、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退し、ふくおか県央環境広域施設組合が新規に設置され、同組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、当手当組合の変更について、地方自治法第290条の規定により、構成市町村等の議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。改正条文を掲載いたしております。

附則といたしまして、この規約の施行日を平成31年4月1日としております。

2ページから5ページまで新旧対照表を参考資料として添付いたしておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 大変申し訳ないんですけども、このを一部事務組合の組み合わせというか、その旧の組織と新組織どこどこが合併してどこになるのか、よくわからないんですけど、大変申し訳ないんですけど、ちょっと廃止になる組織がどこに集約され、これ二つ加入ということになってますんで、でしょ。

二つの組合が新規加入ということになるんでしょ。違うんですかね。一つか。

ややこしいんですけど、大変申し訳ないのですが、どことどこが合併してどうなるかだけでも一度説明していただけますか。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、お答えいたします。この四つの組合が一つになるということでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第36号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第36号議案は原案のとおり可決されました。

日程第29. 第37号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第29、第37号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

議案の説明説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第37号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更について御説明をさせていただきます。

説明は参考資料でさせていただきますので、4ページの方をお願いいたします。

辺地総合整備計画の変更内容を3点上げております。

1の辺地人口は平成30年12月末現在の268人に変更しております。

2の相島簡易水道施設更新事業における第二貯水池に関する加筆。

3につきましては、相島消防設備整備事業など、三つの事業費の増額でございますけれども、その内容でございますけれども、相島消防設備整備事業におきましては、相島地区防火水槽設置工事による増ということで、事業費で1,990万円ほうに辺地債を充てるものということでございます。

相島簡易水道施設更新事業におきましては、第一と第二貯水池の更新に係る設計及び工事による増というところで事業費2億400万円。

財源内訳の一般財源5,200万円に辺地債を充てるもの。

三つ目の相島漁業施設整備事業におきましては、鮮魚運搬用保冷車整備補助による増で事業費480万円、財源内訳の一般財源160万円に辺地債を充てるというところで計画をしておるのでございます。

また、高齢化率につきましても、平成30年12月末現在の数値に本文上変更しています。

○議長（北崎 和博君） 12時を過ぎましたけども、このまま会議を続けます。

○政策経営課長（太田 達也君） なお、5ページに福岡県知事との協議が整ったことの資料を添付いたしておりますので御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第37号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第37号議案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 第38号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第30、第38号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい。第38号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について説明いたします。

1ページをお願いします。

新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。

附則第2項中、有効期間、平成31年3月31日を平成32年3月31日に改め、委託期間を1年間延長するものでございます。

附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。

なお、2ページに参考資料として新旧対照表をつけております。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第38号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者9名、挙手しない者0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 報告第1号

○議長（北崎 和博君） 日程第31、報告第1号、平成31年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） はい。報告第1号、平成31年度新宮町土地開発公社事業計画について。

平成31年度新宮町土地開発公社事業計画を議会に報告するものでございます。

1ページ目をお開きください。

平成31年度新宮町土地開発公社事業計画の内容は次のとおりとするものでございます。

事業名、町事業関連用地取得事業、事業費、1億1,500万円。

主管課、都市整備課他。

主な事業内容は、（仮称）湊井堰公園整備用地の取得でございます。

次に、県事業関連用地取得事業ですが、事業費として3,500万円。

主管課、福岡県。

主な事業内容は県道拡幅事業用地取得としております。

合計で1億5,000万円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第32. 報告第2号

○議長（北崎 和博君） 日程第32、報告第2号、平成31年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について議題といたします。

内容の説明を求めます。教育長。

○教育長（宮川 優子君） 報告第2号、平成31年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について御報告いたします。

平成30年度からそびあしんぐうの管理運営につきましては、新宮町教育委員会による直営となり、文化振興財団としては、地域における文化芸術活動の普及振興、生涯学習活動の活性化といった、いわゆるソフト事業に特化した事業展開を行っており、平成31年度につきましても同

様の体制で取り組んでいく予定としております。

それでは事業計画について報告いたします。

お手元の2ページから4ページにお示ししておりますのでご覧ください。

新宮町の芸術文化の普及振興及び芸術文化活動の活性化促進を図るため、芸術文化の普及及び振興、地域住民の芸術文化活動の活性化促進、学習活動の機会提供、広報事業の4事業分野を柱として事業を進めてまいります。

とりわけ参加育成型の事業と施策事業として取り組んでおります、住民参加型ミュージカルにつきましては、継続的な取り組みをすることで、地域にとってより意義深いものをつくり上げることができるというふうに考えております。

ミュージカルの練習に併せて新宮町の歴史や自然、伝統文化を感じられるようなワークショップをプログラムすることで、郷土愛や文化芸術への理解を高め、文化芸術を通じた人づくり、まちづくりへの貢献を図ってまいりたいと考えております。

なお、住民参加型ミュージカルにおきましては、一般財団法人自治総合センターの助成金をただいま申請中でございます。

続きまして、収支予算についてでございますが、収支予算書をお示しております。

6ページをご覧ください。

財団としての総収入は4,716万5,500円。総支出は4,674万4,500円です。

収支差額の42万1,000円は、自動販売機による収益分となっております。

この収益につきましては、財政調整積立金として活用させていただきます。

7ページ以降に事業別の収支計画を記載しておりますので御参照ください。

以上、平成31年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画の御報告とさせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第33、報告第3号

○議長（北崎 和博君） 日程第33、報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について御説明を申し上げます。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会

の議決事件に該当しない契約について、議会に報告するものでございます。

平成30年11月から平成31年1月分につきましては、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものが一般会計で18件、特別会計で0件、水道、下水道事業会計で2件ございました。

また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で10件、特別会計0件。水道、下水道事業会計で3件ございました。

1ページからそれぞれの契約ごとの内容について、また、参考資料として、入札結果表を添付いたしておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第34. 報告第4号

○議長（北崎 和博君） 日程第34、報告第4号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

以上で報告を終わります。

○議長（北崎 和博君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもって本日の日程を終了し、散会いたします。お疲れ様でした。

午後0時11分散会
